

武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）の設立について

1 武蔵野市あんしん住まい推進協議会の設立

本市では、令和3年3月「第四次住宅マスタープラン」を策定し、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進するため、「(仮称) あんしん住まい推進協議会」(居住支援協議会)の設立を重点施策に位置付け、これまで、庁内調整会議、準備会等により検討を行ってきた。

ここで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の入居の円滑化に関し、市や関係団体等が連携し、必要な措置について協議・検討する「武蔵野市あんしん住まい推進協議会」を設立する。

2 武蔵野市あんしん住まい推進協議会の概要等

(1) 概要

「武蔵野市あんしん住まい推進協議会」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」第51条に基づく「居住支援協議会」のことである。

本市では、「第四次住宅マスタープラン」に掲げる理念の「安心して住み続けられる住まいづくり」を踏まえ、名称を「あんしん住まい推進協議会」とした。

(2) 主な所管事項

住宅確保要配慮者等に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定の確保を促進するため、関係者間で連携して、必要な協議・検討、情報の共有や提供等を図る。

※参考：「住宅確保要配慮者」とは、高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者など住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。居住支援対象者には、他に被災者、外国人等が想定される。

(3) 実施体制（次頁上段の図参照）

3 あんしん住まい推進事業

(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅情報の提供、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する必要な支援及び入居後の見守り支援等により、住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境づくりを推進する。

(2) 支援イメージ（次頁中段の図参照）

(3) 居住支援のポイント

○住宅と福祉部門とが連携して適切な行政支援につなげる（相談者へのヒアリング等）。

○入居後も暮らし続けられるよう継続的に見守り等を行う（連続的・一体的な支援）。

○オーナーの不安を軽減する支援を強化して居住支援を推進する（入居を拒否しない民間住宅）。

➡ 関係者間が連携し、本市の既存の福祉制度等を活用して、居住支援と生活支援を提供する。

4 今後の予定

令和4年11月17日 建設委員会行政報告

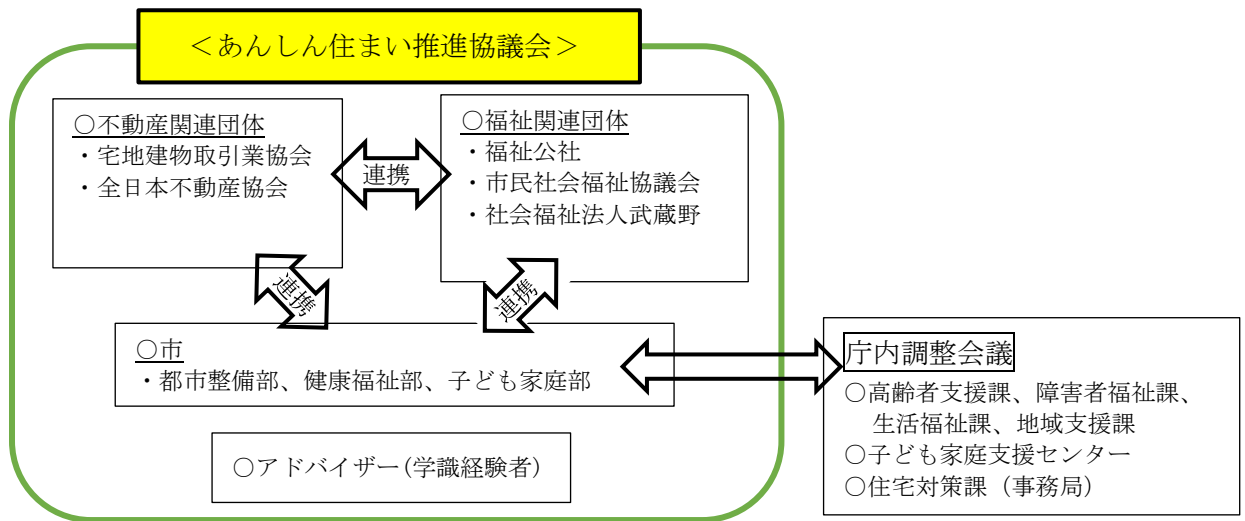
12月5日 あんしん住まい推進協議会（第1回）、あんしん住まい推進事業開始

○周知・PR等

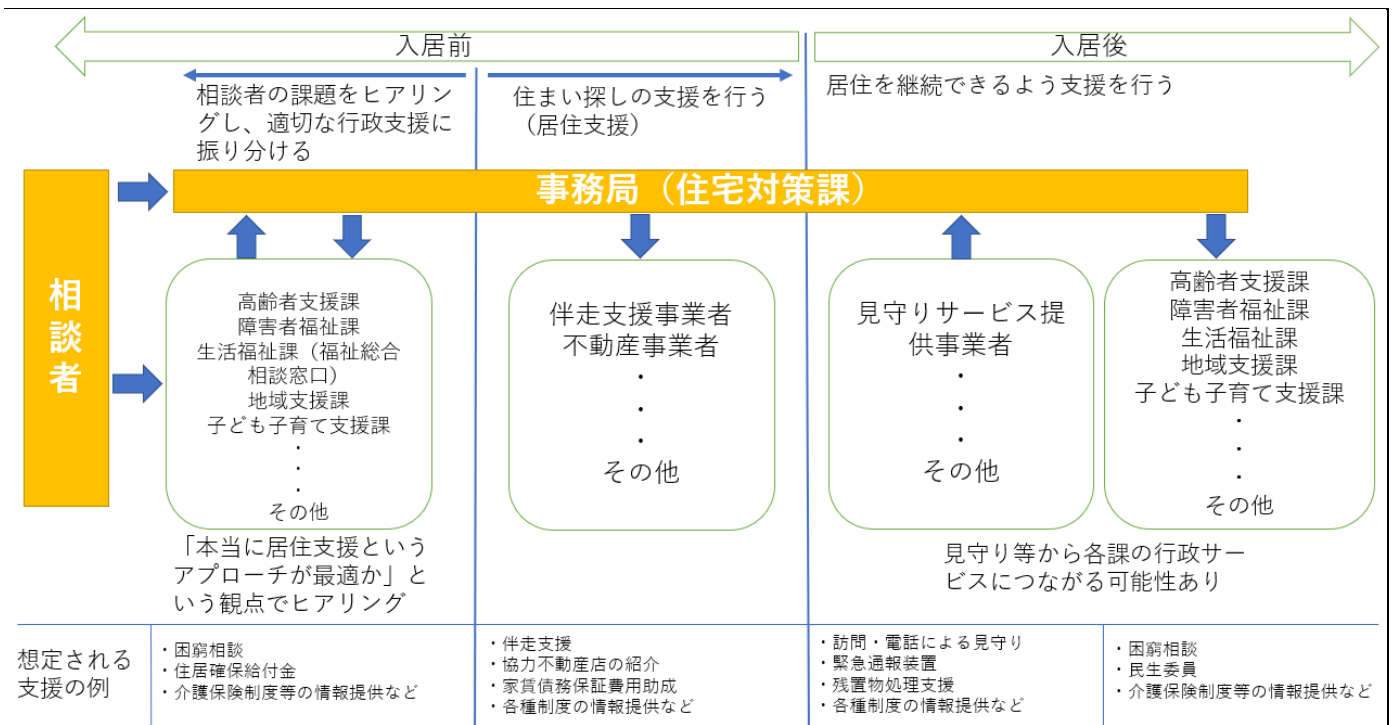
・市報・HP等への掲載（協議会設立、事業周知（支援・制度等））

・パンフレット作成、セミナー・講演会等で活動内容をPR

●実施体制



●支援イメージ



※参考：あんしん住まい推進協議会と支援の関係

